

○甲府地区広域行政事務組合手数料 条例

(昭和四十八年四月九日
条例第十八号)

改正	昭和五二年	三月三二日条例第一号
	昭和六〇年	三月三〇日条例第二号
	平成二年	三月二七日条例第一号
	平成七年	二月二六日条例第九号
	平成九年	三月二八日条例第二号
	平成二二年	三月六日条例第二号
	平成二七年	三月二九日条例第二号
	平成一八年	三月二九日条例第一号
	平成二二年	九月二八日条例第八号
	平成二四年	三月二八日条例第一号
	平成二六年	三月二八日条例第二号

(目的)

第一条 この条例は、法令、その他別に定めがあるもののほか、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十七条の規定により特定の者のためにする事務の手数料の徴収について必要な事項を定めることを目的とする。

(手数料を徴収する事務、名称及び金額)

第二条 手数料を徴収する事務、名称及び金額は、別表のとおりと

第七編 財務 (甲府地区広域行政事務組合手数料条例)

する。

(手数料の徴収時期等)

第三条 手数料は、前条に規定する手数料を徴収する事務についての申請があつた際又は当該申請に係る書類を交付する際に、申請者からこれを徴収する。

2 既に納付した手数料は、還付しない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(閲覧の方法)

第四条 公簿、公文書、図面の閲覧は、職員の面前において行わなければならない。

(手数料の免除)

第五条 次の各号の一に該当するものは、手数料を徴収しない。

一 公費の扶助を受けている者又は管理者において特に手数料を納付する資力がないと認める者

二 天災地変に関し必要なもの

三 公益法人その他営利を目的としない法人又は団体の事業上必要なもの

四 法令の規定により手数料を免除することが定められているもの

附則

A (甲府広域二四)

第七編 財務 (甲府地区広域行政事務組合手数料条例)

二三七四(一三八)

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十八年四月一日から適用する。

附 則 (昭和五二年条例第二号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六〇年条例第二号)

この条例は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則 (平成二年条例第一号)

この条例は、平成二年五月二十三日から施行する。

附 則 (平成七年条例第九号)

この条例は、平成八年四月一日から施行する。

附 則 (平成九年条例第二号)

この条例は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年条例第二号)

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に申請書を受理しているものに係る手数料については、なお、従前の例による。

附 則 (平成一七年条例第二号)

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に申請書を受理しているものに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則 (平成一八年条例第一号)

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年条例第八号)

この条例は、平成二十二年十月一日から施行する。

附 則 (平成二四年条例第一号)

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二六年条例第二号)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に申請書を受理しているものに係る手数料については、なお従前の例による。

別表(第二条関係)

A〔甲府広域二四〕

事 務	名 称	金 額
一 消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第十条第一項ただし書の規定に基づく指定数量以上の危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱う場合の承認の申請に対する審査	仮貯蔵又は仮取扱承認申請手数料	五千四百円
二 消防法第十一条第一項前段の規定に基づく製造所の設置の許可の申請に対する審査	製造所設置許可申請手数料	イ 指定数量の倍数が十以下の製造所の設置の許可の申請に係る審査 三万九千円 ロ 指定数量の倍数が十を超え五十以下の製造所の設置の許可の申請に係る審査 五万二千元 ハ 指定数量の倍数が五十を超え百以下の製造所の設置の許可の申請に係る審査 六万六千元 ニ 指定数量の倍数が百を超え二百以下の製造所の設置の許可の申請に係る審査 七万七千元 ホ 指定数量の倍数が二百を超える製造所の設置の許可の申請に係る審査 九万二千元
三 消防法第十一条第一項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	貯蔵所設置許可申請手数料	イ 屋内貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる屋内貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 指定数量の倍数が十以下の屋内貯蔵所 二万円 (2) 指定数量の倍数が十を超え五十以下の屋内貯蔵所 二万六千元 (3) 指定数量の倍数が五十を超え百以下の屋内貯蔵所 三万九千元 (4) 指定数量の倍数が百を超え二百以下の屋内貯蔵所 五万二千元 (5) 指定数量の倍数が二百を超える屋内貯蔵所 六万六千元

- ロ 屋外タンク貯蔵所(特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- (1) 指定数量の倍数が百以下の屋外タンク貯蔵所 二万円
 - (2) 指定数量の倍数が百を超え一万以下の屋外タンク貯蔵所 二万六千円
 - (3) 指定数量の倍数が一万を超える屋外タンク貯蔵所 三万九千円
- ハ 準特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査 五十三万円
- ニ 特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所(ホにおいて「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という)、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所(ホにおいて「浮き蓋付特定屋タンク貯蔵所」という)及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- (1) 危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上五千キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 八十三万円
 - (2) 危険物の貯蔵最大数量が五千キロリットル以上一万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 百一万円
 - (3) 危険物の貯蔵最大数量が一万キロリットル以上五万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 百十二万円
 - (4) 危険物の貯蔵最大数量が五万キロリットル以上十萬キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 百四十二万円
 - (5) 危険物の貯蔵最大数量が十萬キロリットル以上二十萬キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 百四十二万円

- トル未満の特定屋外タンク貯蔵所 百六十六万円
- (6) 危険物の貯蔵最大数量が二十万キロリットル以上三十万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 三百八十八万円
- (7) 危険物の貯蔵最大数量が三十万キロリットル以上四十万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 五百十万円
- (8) 危険物の貯蔵最大数量が四十万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 六百二十九万円
- ホ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査
- 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- (1) 危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上五千キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 百十三万円
- (2) 危険物の貯蔵最大数量が五千キロリットル以上一万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 百三十四万円
- (3) 危険物の貯蔵最大数量が一万キロリットル以上五万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 百五十万円
- (4) 危険物の貯蔵最大数量が五万キロリットル以上十万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 百八十三万円
- (5) 危険物の貯蔵最大数量が十万キロリットル以上二十万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 二百十四万円
- (6) 危険物の貯蔵最大数量が二十万キロリットル以上三十万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特

- 定屋外タンク貯蔵所 四百三十五万円
- (7) 危険物の貯蔵最大数量が三十万キロリットル以上四十万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 五百五十七万円
- (8) 危険物の貯蔵最大数量が四十万キロリットル以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 六百七十七万円
- へ 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- (1) 危険物の貯蔵最大数量が四十万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 五百七十五万円
- (2) 危険物の貯蔵最大数量が四十万キロリットル以上五十万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 七百二十五万円
- (3) 危険物の貯蔵最大数量が五十万キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所 千七十万円
- ト 屋内タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 二万六千円
- チ 地下タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる地下タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- (1) 指定数量の倍数が百以下の地下タンク貯蔵所 二万六千円
- (2) 指定数量の倍数が百を超える地下タンク貯蔵所 三万九千円
- リ 簡易タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 一万三千元
- ヌ 移動タンク貯蔵所(ルに規定する移動タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査 二万六千円
- ル 積載式移動タンク貯蔵所又は航空機若しくは船舶の燃料タンクに直接給油するための給油設備を備えた移動タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 三万九千円
- ヲ 屋外貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 一万三千元

<p>四 消防法第十一条第一項 前段の規定に基づく取扱 所の設置の許可の申請に 対する審査</p>	<p>取扱所設置許可申請手数料</p>
<p>イ 給油取扱所（屋内給油取扱所を除く。）の設置の許可の申請に係る 審査 五万二千円</p> <p>ロ 屋内給油取扱所の設置の許可の申請に係る審査 六万六千円</p> <p>ハ 第一種販売取扱所の設置の許可の申請に係る審査 二万六千円</p> <p>ニ 第二種販売取扱所の設置の許可の申請に係る審査 三万三千円</p> <p>ホ 移送取扱所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる移送取扱 所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 危険物を移送するための配管の延長（当該配管の起点又は終点 が二以上ある場合には、任意の起点から任意の終点までの当該配 管の延長のうち最大のもの。以下この項、七の項、十の項、十三 の項及び十七の項において同じ。）が十五メートル以下の移送 取扱所（危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が〇・ 九五メガパスカル以上のものであって、かつ、危険物を移送する ための配管の延長が七メートル以上のものを除く。） 二万千 円</p> <p>(2) 危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が〇・九五メ ガパスカル以上であって、かつ、危険物を移送するための配管の 延長が七メートル以上十五メートル以下の移送取扱所 八万七千円</p> <p>(3) 危険物を移送するための配管の延長が十五メートルを超え る移送取扱所 八万七千円に危険物を移送するための配管の延長 が十五メートル又は十五メートルに満たない端数を増す ごとに二万二千円を加えた金額</p> <p>へ 一般取扱所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる一般取扱 所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>	

	<p>五 消防法第十一条第一項後段の規定に基づく製造所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査</p>	<p>製造所変更許可申請手数料</p>
<p>六 消防法第十一条第一項後段の規定に基づく貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査</p>	<p>貯蔵所変更許可申請手数料</p>	<p>三の項の下欄に掲げる貯蔵所の区分(特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。))にあつては、屋外貯蔵タンクのタンク本体並びに基礎及び地盤(地中タンク(危険物の規制に関する規則(昭和三十四年総理府令第五十五号。以下この項において「規則」という。))第四条第三項第四号に規定する地中タンクをいう。))に係る特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所にあつてはタンク本体及び地盤、海上タンク(規則第三条第二項第一号に規定する海上タンクをいう。))に係る特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所にあつては、タンク本体及び定置設備(規則第四条第三項第六号の二に規定する定置設備をいう。)(定置設備の地盤を含む。))の変更以外の変更に係る変更の許可の申請に係る審査の場合、岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所にあつては、岩盤タンクのタンク本体の変更以外の変更に係る変更の許可の申請に係る審査の場合、危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令</p>

A (甲府広域二四)

D〔甲府広域一五〕

（平成六年政令第二百十四号。以下この項において「六年政令」という。）附則第七項に規定する旧基準の特定屋外タンク貯蔵所（以下この項において「旧基準の特定屋外タンク貯蔵所」という。）にあっては、同項第一号及び第二号に掲げる旧基準の特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ同項第一号又は第二号に定める日（その日前に当該旧基準の特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備が六年政令附則第二項第一号に規定する新基準（以下この項において「六年新基準」という。）に適合することとなった場合）にあっては、当該適合することとなった日）までに行われた変更の許可の申請（当該旧基準の特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備を六年新基準に適合させるためのものを除く。）に係る審査の場合又は危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成十一年政令第三号。以下この項において「十一年政令」という。）附則第二項に規定する旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所（以下この項において「旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所」という。）にあっては、同項各号に掲げる旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、当該各号に定める日（その日前に当該旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備が十一年政令附則第二項に規定する新基準（以下この項において「十一年新基準」という。）に適合することとなった場合）にあっては、当該適合することとなった日）までに行われた変更の許可の申請（当該旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備を十一年新基準に適合させるためのものを除く。）に係る審査の場合には、三の項のロに掲げる屋外タンク貯蔵所の区分）に応じ、それぞれ当該手数料の金額の二分の一に相当する金額

<p>七 消防法第十一条第一項後段の規定に基づく取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査</p>	<p>取扱所変更許可申請手数料</p>	<p>四の項の下欄に掲げる取扱所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の二分の一に相当する金額</p>
<p>八 消防法第十一条第五項の規定に基づく製造所の設置の許可に係る完成検査</p>	<p>製造所完成検査手数料</p>	<p>二の項の下欄に掲げる製造所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の二分の一に相当する金額</p>
<p>九 消防法第十一条第五項の規定に基づく貯蔵所の設置の許可に係る完成検査</p>	<p>貯蔵所完成検査手数料</p>	<p>イ 屋外タンク貯蔵所にあつては、三の項のロに掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の二分の一に相当する金額 ロ その他の貯蔵所にあつては、三の項の下欄に掲げる貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の二分の一に相当する金額</p>
<p>十 消防法第十一条第五項の規定に基づく取扱所の設置の許可に係る完成検査</p>	<p>取扱所完成検査手数料</p>	<p>四の項の下欄に掲げる取扱所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の二分の一に相当する金額</p>
<p>十一 消防法第十一条第五項の規定に基づく製造所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査</p>	<p>製造所変更完成検査手数料</p>	<p>二の項の下欄に掲げる製造所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の四分の一に相当する金額</p>

<p>十二 消防法第十一条第五項の規定に基づく貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査</p>	<p>貯蔵所変更完成検査手数料</p>	<p>イ 屋外タンク貯蔵所にあつては、三の項のロに掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の四分の一に相当する金額 ロ その他の貯蔵所にあつては、三の項の下欄に掲げる貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の四分の一に相当する金額 四の項の下欄に掲げる取扱所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の四分の一に相当する金額</p>
<p>十三 消防法第十一条第五項の規定に基づく取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査</p>	<p>取扱所変更完成検査手数料</p>	<p>五千四百円</p>
<p>十四 消防法第十一条第五項ただし書の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の仮使用の承認の申請に対する審査</p>	<p>製造所、貯蔵所又は取扱所仮使用承認申請手数料</p>	<p>イ 水張検査 次に掲げるタンクの区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 容量一萬リットル以下のタンク 六千円 (2) 容量一萬リットルを超え百萬リットル以下のタンク 一萬千円 (3) 容量百萬リットルを超え二百万リットル以下のタンク 一萬五千円 (4) 容量二百万リットルを超えるタンク 一萬五千円に百万リットル又は百万リットルに満たない端数を増すごとに四千四百円を加えた金額</p>
<p>十五 消防法第十一条の二第一項の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査前検査</p>	<p>製造所、貯蔵所又は取扱所完成検査前検査手数料</p>	<p>イ 水張検査 次に掲げるタンクの区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 容量一萬リットル以下のタンク 六千円 (2) 容量一萬リットルを超え百萬リットル以下のタンク 一萬千円 (3) 容量百萬リットルを超え二百万リットル以下のタンク 一萬五千円 (4) 容量二百万リットルを超えるタンク 一萬五千円に百万リットル又は百万リットルに満たない端数を増すごとに四千四百円を加えた金額</p>

ロ 水圧検査 次に掲げるタンクの区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (1) 容量六百リットル以下のタンク 六千円
 - (2) 容量六百リットルを超え一万リットル以下のタンク 一万千円
 - (3) 容量一万リットルを超え二万リットル以下のタンク 一万五千円
 - (4) 容量二万リットルを超えるタンク 一万五千円に一万リットル又は一万リットルに満たない端数を増すごとに四千四百円を加えた金額
- ハ 基礎・地盤検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- (1) 危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上五千キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 四十一万円
 - (2) 危険物の貯蔵最大数量が五千キロリットル以上一万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 五十四万円
 - (3) 危険物の貯蔵最大数量が一万キロリットル以上五万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 七十万円
 - (4) 危険物の貯蔵最大数量が五万キロリットル以上十万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 九十二万円
 - (5) 危険物の貯蔵最大数量が十万キロリットル以上二十万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 百四万円
 - (6) 危険物の貯蔵最大数量が二十万キロリットル以上三十万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 百六十万円
 - (7) 危険物の貯蔵最大数量が三十万キロリットル以上四十万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 百八十二万円

A (甲府広域二四)

- (8) 危険物の貯蔵最大数量が四十万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 二百三万円
- ニ 溶接部検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- (1) 危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上五千キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 四十九万円
- (2) 危険物の貯蔵最大数量が五千キロリットル以上一万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 六十三万円
- (3) 危険物の貯蔵最大数量が一万キロリットル以上五万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 九十九万円
- (4) 危険物の貯蔵最大数量が五万キロリットル以上十萬キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 百三十一万円
- (5) 危険物の貯蔵最大数量が十萬キロリットル以上二十萬キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 百七十二万円
- (6) 危険物の貯蔵最大数量が二十萬キロリットル以上三十萬キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 三百三十二万円
- (7) 危険物の貯蔵最大数量が三十萬キロリットル以上四十萬キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 四百六万円
- (8) 危険物の貯蔵最大数量が四十萬キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 四百六十五万円
- ホ 岩盤タンク検査 次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- (1) 危険物の貯蔵最大数量が四十萬キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 九百十万円
- (2) 危険物の貯蔵最大数量が四十萬キロリットル以上五十萬キロ

<p>十六 消防法第十一条の二第一項の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査前検査</p>	<p>製造所、貯蔵所又は取扱所変更完成検査前検査手数料</p>	<p>イ 水張検査 十五の項のイに掲げるタンクの区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の金額 ロ 水圧検査 十五の項のロに掲げるタンクの区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の金額 ハ 基礎・地盤検査 十五の項のハに掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の二分の一に相当する金額 ニ 溶接部検査 十五の項のニに掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の二分の一に相当する金額 ホ 岩盤タンク検査 十五の項のホに掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の二分の一に相当する金額</p>
<p>十七 消防法第十四条の三第一項又は第二項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査</p>	<p>特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所保安検査手数料</p>	<p>イ 特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く)の保安に関する検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上五千キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 三十一万円 (2) 危険物の貯蔵最大数量が五千キロリットル以上一万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 四十三万円 (3) 危険物の貯蔵最大数量が一万キロリットル以上五万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 七十二万円 (4) 危険物の貯蔵最大数量が五万キロリットル以上十万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 九十六万円 (5) 危険物の貯蔵最大数量が十万キロリットル以上二十万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 千二百四十万円 (3) 危険物の貯蔵最大数量が五十万キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所 千七百万円</p>

A〔甲府広域二四〕

- トル未満の特定屋外タンク貯蔵所 百二十一万円
- (6) 危険物の貯蔵最大数量が二十万キロリットル以上三十万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 二百九十五万円
- (7) 危険物の貯蔵最大数量が三十万キロリットル以上四十万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 三百六十二万円
- (8) 危険物の貯蔵最大数量が四十万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 四百十七万円
- ロ 岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所の保安に関する検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- (1) 危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上四十万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 二百六十六万円
- (2) 危険物の貯蔵最大数量が四十万キロリットル以上五十万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 三百十九万円
- (3) 危険物の貯蔵最大数量が五十万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 四百七十九万円
- ハ 移送取扱所の保安に関する検査 次に掲げる移送取扱所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- (1) 危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が〇・九五メガパスカル以上であつて、かつ、危険物を移送するための配管の延長が七キロメートル以上十五キロメートル以下の移送取扱所 七万円
- (2) 危険物を移送するための配管の延長が十五キロメートルを超える移送取扱所 七万円に危険物を移送するための配管の延長が十五キロメートル又は十五キロメートルに満たない端数を増すごとに一万七千円を加えた金額

<p>十八 甲府地区広域行政事務組合火災予防条例(昭和五十一年条例第五号)第四十七条の規定に基づくタンク検査</p>	<p>少量タンク検査手数料</p>	<p>イ 水張検査 次に掲げるタンクの区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 容量一万リットル以下のタンク 六千円 (2) 容量一万リットルを超えるタンク 一万千円 ロ 水圧検査 次に掲げるタンクの区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 容量六百リットル以下のタンク 六千円 (2) 容量六百リットルを超え一万リットル以下のタンク 一万千円 (3) 容量一万リットルを超えるタンク 一万五千円</p>
<p>十九 公簿、公文書、図面の閲覧</p>	<p>公簿、公文書、図面の閲覧手数料</p>	<p>閲覧簿冊一種類、一回ごとに三百円</p>
<p>二十 公簿、公文書、図面の謄抄本の交付</p>	<p>公簿、公文書、図面の謄抄本交付手数料</p>	<p>規格版一枚ごとに三百円</p>
<p>二十一 その他の証明</p>	<p>証明交付手数料</p>	<p>三百円</p>

備考

- 一 この表中の用語の意義及び字句の意味は、それぞれ上欄に規定する法律(これに基づく政令を含む)、政令又は条例における用語の意義及び字句の意味によるものとする。
- 二 この表の下欄に掲げる金額は、当該下欄に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位についての金額とし、その他のものについては一件についての金額とする。
- 三 この表中の二十の項において、規格版とは、日本工業規格A3版までをいい、この大きさを超える場合にあっては、その実費とする。